

定 款

正 本

年年年
月月月
日日日
作成公証人認証
会社成立



一般社団法人 子どもの居場所こばんち 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人子どもの居場所こばんちと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、子どもの居場所として地域の子どもや親子が気軽に参加できる事業を通じて地域のネットワークを構築し、困った時に声をかけたり悩みを相談できる関係を築くことで、子どもが健やかに育つ環境をつくることを目的とする。

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)子ども食堂の開催及び運営事業

(2)子ども食堂に関する事業

(3)子どもの健全育成を図る事業

(4)その他当法人の目的達成に必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社したものを作員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。



(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退社したとき。
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3)除名されたとき。
- (4)総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年12月にこれを開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

第4章 役員

(員数)

第15条 当法人に理事3名を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第16条 理事は社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。





第5章 計 算

(事業年度)

第18条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年を1期とする。

(剩余金の不分配)

第19条 当法人は、剩余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第20条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第21条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上にあたる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第22条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。





附 則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年9月30日までとする。

2 当法人の設立時の役員は、次の通りとする。

設立時理事 小林 香織 宮里翔子 屋良朝之

設立時代表理事 小林 香織

3 当法人の設立時の社員は、次のとおりである。

設立時社員

1 沖縄県那覇市古波蔵2丁目15番12号 サントリーニ4F
小林 香織

2 沖縄県那覇市首里末吉町2丁目189番地1 玉城産業ハウス201
宮里 翔子

3 沖縄県糸満市西崎6丁目17番1—1405号 プレサンスロジエ西崎レーヴタワー
屋良 朝之

以上、一般社団法人子どもの居場所こばんちを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年10月2日

設立時社員 小林 香織



同 宮里 翔子



同 屋良 朝之





令和 3 年第 270 号

定 款 認 証 書

嘱託人 3 名は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が小林香織である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。_____

嘱託人宮里翔子外 1 名の代理人兼嘱託人小林香織は、本職の面前で、全嘱託人の記名押印を自認する旨を陳述した。_____

よって、この定款を認証する。_____

令和 3 年 10 月 14 日日本職役場において_____

沖縄県沖縄市美里一丁目 2 番 3 号

那霸地方法務局所属

公証人

則朝霸那與

